

○総務省告示第 号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第六十一条第一項第三号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百九号（登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後

一 伝送交換技術に係る講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間は、次のとおりとする。		一 伝送交換設備及びその管理に関する科目	
講義内容	教材に含める事項	講義時間	
略		略	
二 設備管理一般			
略			
講義内容	教材に含める事項	講義時間	
略		略	
三 工事管理			
略			
ア 工事計画	(1) 略 (5) 略		
エ 安全管理	(1) 工事中の事故防止対策 (2) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく安全管理体制及び安全活動		
オ ソフトウェア管理	(1) ソフトウェアの導入・更改 (2) ソフトウェアの信頼性確保		
五 サイバーセキュリティ管理・対策			
略			
エ サイバーセキュリティ対策	(1) 略 (2) マルウェア対策 (3) 略 (4) セキュリティホール対策 (5) 略 (7) 略		
二 電気通信事業法その他関係法令に関する科目			
略			
講義内容	教材に含める事項	講義時間	
略		略	
三 電気通信事故の防止に関する制度整備その他の法令の制定又は改廃	(1) 略 (2) 略 (3) 災害対策に関する制度整備		
二 線路技術に係る講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間は、次のとおりとする。			
略			
講義内容	教材に含める事項	講義時間	
略		略	
二 設備管理一般			
略			

改正前

一 伝送交換技術に係る講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間は、次のとおりとする。		一 伝送交換設備及びその管理に関する科目	
講義内容	教材に含める事項	講義時間	
同上		同上	
二 設備管理一般			
同上			
講義内容	教材に含める事項	講義時間	
同上		同上	
三 工事管理			
同上			
ア 工事計画	(1) 略 (5) 同上 (6) ソフトウェアの信頼性確保		
エ 安全管理	(1) 工事中の事故防止対策 (2) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく安全管理体制及び安全活動		
五 サイバーセキュリティ管理・対策			
同上			
エ サイバーセキュリティ対策	(1) 同上 (2) マルウェア対策技術 (3) 同上 (4) セキュリティホール対策技術 (5) 同上 (7) 同上		
二 電気通信事故の防止に関する制度整備その他の法令の制定又は改廃	(1) 略 (2) 同上 (3) 震災対策に関する制度整備		
二 線路技術に係る講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間は、次のとおりとする。			
同上			
同上			
講義内容	教材に含める事項	講義時間	
同上		同上	
二 設備管理一般			
同上			

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 電気通信事業法その他関係法令に関する科目		[略]		[略]		[略]		[略]		[略]	
	講義内容	教材に含める事項	講義時間	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	三 電気通信事故の防止 に関する制度整備その 他の法令の制定又は改 廃	(1)・(2) 略 (3) 災害対策に関する制度整備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	三 電気通信事故の防止 に関する制度整備その 他の法令の制定又は改 廃	(1)・(2) 同上 (3) 震災対策に関する制度整備	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]